

交野市地下水保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地下水は交野市民の貴重な財源・資源であることに鑑み、地下水採取の実態を把握することにより、市域の地下水の保全及び持続可能な利用を図ることによって、市民の生活環境の確保に寄与するとともに、かけがえのない貴重な財産・資源を後世に引き継ぐことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 井戸より採取する水をいう。
- (2) 井戸 地下水を採取する施設をいう。
- (3) 地下水採取者 地下水採取の目的をもって井戸を設置し、地下水を採取する者をいう。

(地下水採取者の責務)

第3条 地下水採取者は、地下水の保全及び適正な利用に努めるものとする。

(井戸の設置等の届出)

第4条 地下水採取者は、市域に井戸を設置しようとする日の30日前までに、市長へ井戸設置届出書（様式第1号）を届け出なければならない。

(増設及び変更)

第5条 前条の規定は、井戸の増設もしくは構造の変更又は地下水採取者の変更等について準用する。

(井戸の廃止の届出)

第6条 地下水採取者は、その井戸を廃止したときは、速やかに井戸廃止届出書（様式第

2号)を市長に届け出なければならない。

(報告)

第7条 地下水採取者は、常に地下水採取量の把握に努め、市長が採取量、井戸の状況、その他必要な事項の報告を求めた場合、それに応じるものとする。

(指導等)

第8条 市長は、この要綱により必要と認めるときは、地下水採取者に対し適切な指導等を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地下水採取の届出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に既に地下水を採取している者は、この要綱の施行の日以降遅滞なく第4条に掲げる事項を市長に届け出なければならない。